

構成機関からの情報提供事項

構成機関名	情報提供事項
法務省 札幌矯正管 区（札幌少 年鑑別所、 函館少年鑑 別支所、釧 路少年鑑別 支所、旭川 少年鑑別 所）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 少年鑑別所在所者に対するヤングケアラーに関する調査結果について（資料4-2） ヤングケアラー、若者ケアラーの支援については、社会的関心が高まっているが、北海道ケアラー支援条例、北海道ケアラー支援推進計画に基づき、道内においては特に注力されているテーマと史料する。少年鑑別所では、道内4庁を中心に在所者のヤングケアラー的な特徴について調査研究を実施したので参考まで別添のとおり情報提供する。少年鑑別所においては、こうした対象者の鑑別・観護処遇を通じて蓄積した専門性に基づき地域援助を実施しており、ケアラー支援の文脈においても各機関と連携が可能である。 ➤ 道内法務少年支援センターパンフレットのデータ提供について（資料4-3～4-6） 対象者の方に法務少年支援センターを紹介いただく際に、御活用いただければと思います。
おびひろ若 者サポート ステーショ ン/サポステ ・プラス	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 十勝管内の高等学校へ向けたチラシを配架予定しております。 卒業後に困ったときの相談窓口のひとつとしてサポステの活用について掲載予定しております。 ※資料は作成中のため添付なし